

## 会議の公開について

協議会の会議については、  
「大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する  
条例第6条第6項」に基づき公開します。

### （公開の方法）

傍聴を認め、会議の状況をインターネット配信  
します。

配布資料、会議の議事概要は会議終了後に府市  
のホームページに掲載します。